

平成二十年四月二十二日受領  
答弁第二九五号

内閣衆質一六九第二九五号

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出福田総理の道路特定財源一般財源化発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出福田総理の道路特定財源一般財源化発言に関する質問に対する答弁書

一から四まで、六及び七について

道路関連法案等の取扱いについて（平成二十年四月十一日政府・与党決定。以下「政府・与党決定」という。）においては、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化する」等の方針を踏まえて、与野党協議を鋭意進めることとしている。

閣議決定については、与野党間の協議が行われた上で、必要に応じて行う考えである。

五について

閣議決定は、一般に、閣議において、憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法律上規定がない場合でも特に重要な事項について決定するものであり、政府・与党決定は、関係閣僚及び与党関係者において、道路関連法案等についての与野党協議の方針等を決定したものである。